平成２９年（フ）第４４５号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3246番地１
グリーンドミトリー２号
債務者　平山　　淳
１　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４５５号
埼玉県草加市谷塚町1687番地８
債務者　大原　智子
１　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４５８号
埼玉県春日部市牛島1443番地１　マインドハイムソフィア102
債務者　桑田　　光
１　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
埼玉県行田市大字須加4233番地
債務者　中岡　真一
１　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２４６号
愛知県刈谷市東新町６丁目43番地５
債務者　梶尾　　学
１　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２６９号
愛知県岡崎市東大友町字土下３番地１　プリンシア大友　Ａ－203
債務者　木全　弘子
１　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５８９２号
東京都江戸川区春江町２丁目４－２－403
債務者　竹村光一郎
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９２７号
東京都足立区新田１丁目２－21－102
債務者　横川　道雄
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９３２号
東京都足立区東和３丁目４－22－103
債務者　楡井　精子
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９３３号
東京都中野区沼袋２丁目25－10　第５利久ハイツ202
債務者　山根新一郎
１　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９３４号
東京都中野区沼袋２丁目25－10　第５利久ハイツ202
債務者　松本　淑子
１　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９３５号
千葉県流山市流山９丁目500－３－３－301
債務者　鳥丸美千代
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９３８号
東京都板橋区本町39－８－403
債務者　加藤　照子
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９３９号
東京都中野区江古田４丁目７－９－201
債務者　広田政義こと　宋　　昱圭
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９４１号
東京都練馬区北町７丁目８－11－202
債務者　稲邊　美香
１　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９５０号
東京都板橋区徳丸３丁目27－20　ノルド・ルミエールⅡ201
債務者　前田　　優
１　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部